



特集1 自転車利用の今とこれから

みやざき自転車生活のススめ

安心&安全な

健康や環境、お財布に優しいことからその利用に注目が集まっている自転車。しかし一方では、事故が絶えないなどの課題もあります。安心・安全に自転車を利用するために、本市が進めている取り組みを紹介します。

「問い合わせ先」都市計画課 ☎21-1811

1

ご存じですか？ 自転車の現状
数字でみる市内の自転車事情

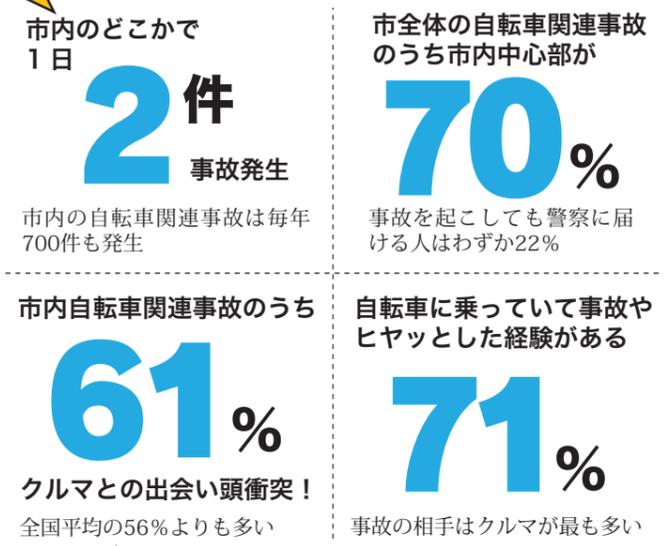
本 市は気候が温暖で快晴の日が多く、坂道も比較的少ない地域です。そのため、買い物や通勤・通学などの身近な交通手段や、サイクリングなどのレジャーに多くの人が自転車を利用してきます。

一方、市内の自転車関連の交通事故は過去10年間、毎年約700件発生しています。特に出会い頭の衝突事故が多く、自転車の右側通行(逆走)などが原因として挙げられます。

宮崎市は自転車生活にぴったり！

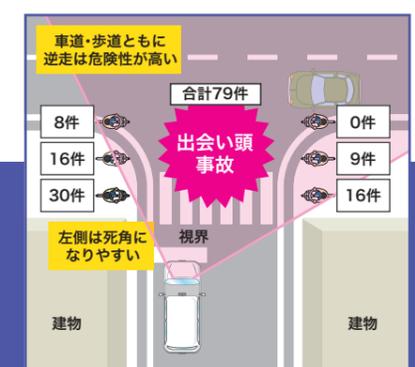


一方でこんな危険な数字も！ 自転車はキケンと隣り合わせ！



出会い頭事故は右側通行に起因！

見通しの悪い無信号の交差点では、歩道や車道の右側を通行する自転車がクルマの死角になりやすいため、出会い頭事故の発生率が高くなっています。また、自転車は車道の左側を通行することが原則なので、車道の右側通行(逆走)は道路交通法違反。しかもクルマに対する相対速度も上がるので、接触すると死傷事故につながりやすく、大変危険です。



*2002~2005(4年間)の事故件数

2

安全のためにもう一度チェックを！
意外に知らない自転車ルール

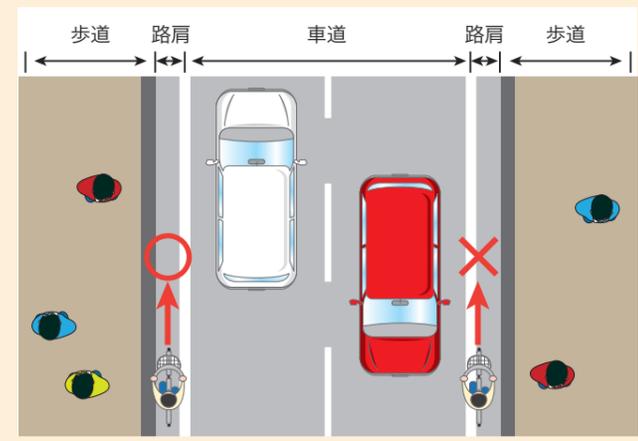
多 発する自転車関連の事故。その原因の一つには、「自転車は車両である」という意識が低いということが挙げられます。自転車対歩行者の事故はこの10年間で増加しています。事故防止のためにも自転車の交通ルールを正しく知ることが求められます。

近年は、自転車による事故で自転車運転者側に高額な賠償を命じる判決が全国で相次いでいます。自転車はあくまでも車両であり、相手にけがを負わせれば子どもでも責任を問われることを理解し、交通ルールを守って安全に運転することが大切です。

罰則
3ヶ月以下の懲役
または
5万円以下の罰金等

CHECK!

自転車は車道通行が原則！



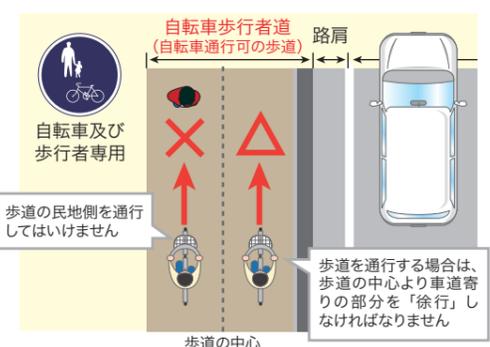
車道の左側を通行すること

歩道と車道の区別があるところは原則として「車道」を走らなければいけません。

○: 通行できる
×: 通行してはいけない

例外 自転車が歩道を通行できる場合

自転車は次の場合、例外的に歩道を通行することができます。



- 標識がある場合は、例外的に歩道を通行できます。
- 高齢者や児童・幼児の場合
自転車の運転者が高齢者(70歳以上)や児童・幼児(13歳未満)であるとき
- 通行の安全を確保するためやむを得ない場合
路上駐車や障害物などにより自転車が車道を安全に通行できないとき

memo

注意！自転車にも損害賠償責任があります。

自転車はクルマと同じ車両なので、事故を起こせば損害賠償責任が生じます。自転車保険を新規に契約する人も増えてきています。

- ✓ **神戸地裁の例(2013)**
自転車で女性をはね、寝たきりにさせた小5男児の母親に約9,500万円の賠償命令
- ✓ **東京地裁の例(2014)**
自転車で主婦をはねて死亡させた男性に約4,700万円の賠償命令